

令和4年度 東京都一般任期付職員 採用選考案内

令和4年12月16日
東京都

東京都の児童福祉の現場では、虐待相談や一時保護件数の増加、相談内容の複雑化などにより、児童相談所や一時保護所に求められる役割が年々重要なものになるとともに、その職務の困難さが増えています。そこで、児童福祉分野での知見や実務経験を有し、現場における課題に的確に対応できる人材を積極的に登用し、運営体制の強化を図るため、本選考において、児童相談所長（部長級・課長級）として即戦力で活躍していただける方を募集します。

これは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の特例法である「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」（平成14年法律第48号）等に基づき制定された「東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」（平成14年東京都条例第161号）に基づき、任期を定めて採用するものです。

任期を定めて採用された職員も、常勤の一般職の地方公務員であり、任期の定めのない職員同様、守秘義務、営利企業等従事制限等の地方公務員法の服務規定の適用を受けます。

部長級、課長級はそれぞれ別の採用選考となり、併願して受験することも可能です。併願する場合は、それぞれの選考に対して申込み、課題小論文の提出・口述考査の受験が必要となります。

1 選考職種、採用予定人員及び職務内容

区分・職種	一般任期付職員・福祉
採用予定人数	2名（部長1名・課長1名）
職名	児童相談所長
職務内容	都児童相談所における以下の業務 <部長級> <ul style="list-style-type: none">児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）等に定められている所長としての権限の行使 （例）通告等を受けた児童及びその保護者に対する指導、市町村や福祉事務所への児童の送致、一時保護の実施、一時保護中等で親権者等がいない児童に係る親権の代行、一時保護児童に係る監護措置、親権停止等に係る家庭裁判所への審判請求法第32条等により知事から委任された権限の行使 （例）児童養護施設等への入所措置、児童虐待のおそれがある場合の保護者への出頭要求、出頭要求に応じない場合等の立入調査、立入調査に応じない場合の児童の住所・居所に係る臨検及び搜索所内業務（相談援助業務及び一時保護業務）の統括

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童相談所を代表しての対外活動 <p><課長級></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童福祉法等に定められている所長としての権限の行使 (例) 通告等を受けた児童及びその保護者に対する指導、市町村や福祉事務所への児童の送致、里親等委託中で親権者等がいない児童に係る親権の代行、親権停止等に係る家庭裁判所への審判請求 ・ 法第32条等により知事から委任された権限の行使 (例) 児童養護施設等への入所措置、児童虐待のおそれがある場合の保護者への出頭要求、出頭要求に応じない場合等の立入調査、立入調査に応じない場合の児童の住所・居所に係る臨検及び搜索 ・ 所内業務(相談援助業務)の統括 ・ 児童相談所を代表しての対外活動
勤務場所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部長級については、一時保護所を併設するいずれかの都児童相談所(立川、江東、八王子又は足立) ・ 課長級については、部長級配置所以外のいずれかの都児童相談所(北、品川、杉並、小平又は多摩)

◎ 採用予定人員は欠員の状況等により増減する可能性があります。

2 任期

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

- ◎ 業務の状況等により、採用された日から5年を超えない範囲内で任期を延長する場合があります。
- ◎ 期間を定めた任用であり、令和8年4月1日以降の任用を保障するものではありません。

3 受験資格

以下の(1)から(3)までの要件を全て満たしていること((3)は、部長級での選考に申し込む場合のみ)。

(1) 法第12条の3に規定する児童相談所長の任用資格(※)を有すること【部長級・課長級共通】

※ 次のいずれかに該当する者

- ・ 医師であって、精神保健に関して学識経験を有する者
- ・ 学校教育法に基づく大学又は旧大学令(大正7年勅令第388号)に基づく大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者(当該学科又は当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)
- ・ 社会福祉士
- ・ 精神保健福祉士
- ・ 公認心理師
- ・ 児童福祉司として2年以上勤務した者又は児童福祉司たる資格を得た後2年以上所員として勤務した者
- ・ 児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第2条各号のいずれかに該当する者

(2) 学歴区分に応じた、民間企業等における職務経験年数(福祉に関する職務経験年数を含む。)を一

定期間以上有すること（表1参照）【部長級・課長級共通】

※ 「福祉に関する職務経験」とは、福祉施設や病院等での相談援助業務や直接支援業務等の対人援助業務をいう。

(3) 法第12条に定める児童相談所、法第41条に定める児童養護施設又は法第44条に定める児童自立支援施設でマネジメント層として6年以上勤務した者【部長級】

【表1】

学歴区分	必要な職務経験年数 (括弧内は部長級採用の場合)	
		うち福祉に関する 職務経験年数
・大学院博士課程の修了 ・大学院修士課程又は専門職学位課程（標準修業年限2年以上）の修了	13年以上 (18年以上)	13年以上
・大学院修士課程又は専門職学位課程（標準修業年限1年）の修了	14年以上 (19年以上)	14年以上
・大学（4年制の大学）の卒業	15年以上 (20年以上)	15年以上
・短期大学（3年制の短期大学）の卒業 ・短期大学（2年制の短期大学）の専攻科の卒業 ・高等専門学校専攻科の卒業 ・専修学校（修業年限3年以上の専門課程で年間授業数680時間以上のものに限る。）の卒業	16年以上 (21年以上)	16年以上
・短期大学（2年制の短期大学）の卒業 ・高等専門学校の卒業 ・専修学校（修業年限2年以上の専門課程で年間授業数680時間以上のものに限る。）の卒業 ・各種学校（「高等学校3年制卒業」を入学資格とする修業年限2年以上の課程のものに限る。）の卒業	17年以上 (22年以上)	17年以上
・高等学校の卒業	19年以上 (24年以上)	19年以上

注1 職務経験年数は、採用予定月（令和5年4月）の前月末日現在で計算します。職務経験が複数の場合には、通算することができます。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一方のみの職歴に限ります。

注2 職務経験年数は、民間企業等の正社員、自治体等の常勤職員として従事した経験年数に限ります。派遣社員、非常勤職員、アルバイトとして勤務していた期間は含めません。

注3 合格通知後、指定日（6「卒業（修了）・在職証明書の提出について」参照）までに、上記受験資格（1）から（3）を満たしていることを確認するための証明書類を提出していただきます。事実が確認できない場合は採用されませんので御注意ください。

注4 国立障害者リハビリテーションセンター学院児童指導員科及び国立武蔵野学院附属人材育成センター一養成部（旧児童自立支援専門員養成所）における修業期間は、福祉に関する職務経験とみなします。

◎ 地方公務員法第16条の欠格条項に該当する人は受験できません。

◎ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者は受験できません。

◎ 日本国籍を有しない方は受験できません。

- ◎ 申込日現在、東京都職員（令和5年3月31日時点の満年齢が65歳の再任用職員並びに令和5年3月31日までに任期が満了する任期付職員、非常勤職員及び臨時的任用職員を除く。）である人は受験できません。

4 選考方法

(1) 第1次選考

書類選考	履歴書、職務経歴調書等による審査
小論文	<p>課題式（回答文字数：1,200字程度）</p> <p><部長級> 「児童相談所が直面する課題及び児童福祉司・児童心理司、直接処遇職員の役割について述べ、児童福祉施設でのあなたの経験を活かし、児童相談所長としてどのように業務に取り組むか述べなさい」</p> <p><課長級> 「児童相談所が直面する課題及び児童福祉司・児童心理司の役割について述べ、あなたの経験を活かし、児童相談所長としてどのように業務に取り組むか述べなさい」</p>

- ◎ 申込書類により選考を行い、第1次選考合格者には第1次選考合格通知兼第2次選考受験票を電子メールで送付します。

(2) 第2次選考

口述考査	人物及び職務に関連する経験及び知識についての個別面接
-------------	----------------------------

- ◎ 口述考査は第1次選考合格者に対してのみ行います。

5 申込手続

受付期間	令和4年12月16日（金曜日）から令和5年1月4日（水曜日）まで
-------------	----------------------------------

申込方法	<p>・下記URLへアクセスし、採用情報ページ掲載の履歴書、小論文、顔写真データを受付期間中に提出先アドレスまで送付してください。</p> <p>・メールの件名は「福祉保健局一般任期付職員申込(〇〇級選考)」としてください。</p> <p>※〇〇には申込したい区分(例:課長)を記載してください。</p> <p>・メール本文にも申込区分を必ず記載してください。記載がない場合、申し込みが認められない場合があります。</p> <p>・両方の区分に併願する場合、どちらの選考についても申込を行う必要があります。同一のメールで申し込み可能ですが、件名及び本文に併願することが分かるよう記載してください。</p> <p><URL> https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/joho/soshiki/soumu/soumu/oshirase/zisoucho.html</p> <p><提出物> 履歴書(上記URLの所定様式) 小論文(上記URLの所定様式) 顔写真データ(jpg、3メガバイト以内)</p> <p><提出先> 福祉保健局総務部総務課メールアドレス S0000190@section.metro.tokyo.jp</p>
-------------	--

- ◎ 郵送・窓口での申込みは受け付けません。
- ◎ 第2次選考実施日の3日前までに、第1次選考の結果が届かない場合は、福祉保健局総務部総務課調整担当までお問い合わせください。
- ◎ 申込書に記入していただいた個人情報は、採用選考及び採用事務の目的以外に使用することはありません。

6 卒業(修了)・在職証明書の提出について

受験資格の確認及び給与算定の資料とするため、合格者には最終学歴に関する卒業(修了)証明書(ただし、院卒は大学の卒業証明書も必要。また、最終学歴以前に職歴がある場合は、高等学校以降の全ての学歴に関する卒業(修了)証明書が必要。)及び全ての職歴に関する在職証明書を提出していただきます(合格通知後2営業日以内に、メールへのデータ添付により提出)。

提出のしかたについてはホームページ掲載の「卒業(修了)・在職証明書の提出について」をご覧ください。

7 採用選考に係る日程等について

第1次選考結果通知	令和5年1月13日(金曜日) ※受験者全員に対し、申込みの際に登録されたメールアドレス宛てに電子メールで通知します。
第2次選考実施日	令和5年1月19日(木曜日)又は同月20日(金曜日) ※いずれかで実施 ※会場は東京都庁を予定しています。
最終結果通知	令和5年2月上旬 ※第2次選考受験者に対し、申込みの際に登録されたメールアドレス宛てに電子メールで通知します。

8 主な勤務条件等について

《勤務時間》

原則として週 38 時間 45 分、1 日当たり 7 時間 45 分

《給与》

【参考例】

初任給	部長級採用	730,800円
	課長級採用	約521,800円

- ◎ この初任給は、令和 4 年 4 月 1 日時点の給料月額に地域手当（20%）、給料の特別調整額（管理職手当）を加えたものです。なお、採用前に給与改定等があった場合は、その定めによります。
- ◎ 部長級採用者は、職務経験によらず固定給となります。
- ◎ 課長級採用者の初任給は、職務経験に応じて決定されます。上記の参考例は、四年制大学を卒業し、卒業後の期間を常勤職員として採用職種と同種の業務に 15 年間従事した場合に想定される初任給です。同種の業務の例としては、児童相談所で相談援助業務に従事していた場合等が挙げられます。
- ◎ 上記のほか、通勤手当、期末・勤勉手当等の手当制度があります。

《その他》

- ◎ 東京都職員共済組合へ加入し、健康保険や厚生年金保険等が適用されます。
- ◎ 年次有給休暇（1 年間に 20 日、4 月 1 日採用の場合は 15 日付与）の外、夏季休暇、慶弔休暇、介護休暇、育児休業などの休暇制度があります。

■ お問い合わせ先

＜申込に関すること＞

東京都福祉保健局総務部総務課調整担当

〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1 都庁第一本庁舎 27 階南側

電話：03（5320）4018（ダイヤルイン）

＜職務内容に関すること＞

福祉保健局少子社会対策部計画課（管理担当） 03-5320-4113

《福祉保健局職員募集ホームページ》

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/joho/shokuin/index.html>